

## <報道発表資料>

カテゴリ：県政一般

令和5年7月20日

### 埼玉県知事選挙における期日前投票について

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙において、期日前投票が7月21日（金曜日）から始まりますので、お知らせします。

期日前投票は、仕事や旅行などの理由で、投票日当日に投票所に行くことができないと見込まれる方のために、投票日前にあらかじめ投票できる制度です。  
投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票を積極的に御利用ください。

#### 1 投票できる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、投票日当日に投票所へ行けない方。

※ 今回の選挙で投票のできる方は、満18歳以上の日本国民（平成17年8月7日までに生まれた方）で、かつ「県内市町村の選挙人名簿に登録されている方」です。

「県内市町村の選挙人名簿に登録されている方」とは、原則として令和5年4月19日以前から引き続き県内の市町村の住民基本台帳に登録されている方となります。

#### 2 設置期間・投票時間

7月21日（金曜日）（告示日の翌日）から8月5日（土曜日）（投票日の前日）の原則として午前8時30分から午後8時まで

ただし、2箇所以上期日前投票所を設けている市区町村では、設置期間や投票時間が異なる期日前投票所が設置されている場合もあります。

#### 3 県内各市区町村の期日前投票所

期日前投票所の設置場所及び設置期間等は、別添のとおりです。  
（県内期日前投票所数 190か所）

#### 4 その他

投票の際には、郵送された投票所入場券をお持ちください。  
ただし、入場券がなくても本人であることが確認できる場合は投票できます。